

宇治市地域防災リーダー設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地域の防災活動を積極的に推進するため、地域の防災活動に対し指導を行うことができる人材を養成し、かつ、確保するとともに、併せて登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条に掲げるものの名称は、宇治市地域防災リーダー（以下「地域防災リーダー」という。）とする。

(活動)

第3条 地域防災リーダーは、地域ぐるみの防災活動の充実を図るため、地域の自主防災訓練のほか、防災意識の高揚及び防災知識の啓発に係る防災活動に対し、積極的に従事するものとする。

(対象者)

第4条 地域防災リーダーは、次に掲げる者のうち、登録について同意したものとする。

- (1) 宇治市内在住の防災士
- (2) 宇治市自主防災リーダー又は宇治市が実施する養成研修を修了した者
- (3) その他、防災に関する専門知識・経験を有する者のうち、市長がふさわしいと判断する者

(認定及び登録)

第5条 前条の者に対し、宇治市地域防災リーダー認定証を交付し、かつ、認定するとともに、併せて地域防災リーダーとして登録をするものとする。

2 前項の認定証の交付及び地域防災リーダーの登録を明らかにするため、宇治市地域防災リーダー認定証交付簿兼地域防災リーダー登録台帳を作成し、必要事項を記載するものとする。

(任期)

第6条 地域防災リーダーの任期は、1年とする。

2 任期満了を迎える者のうち、地域防災リーダーとしての活動を辞退する意思表示がない者については、延長できるものとする。

(登録の抹消、再登録及び変更事項の届出)

第7条 第5条第1項の規定に基づき登録された者が、何らかの理由により地域防災リーダーを辞することを希望した場合、または地域防災リーダーとしての活動が困難となった場合は、届出をすることで、登録の抹消ができるものとする。

2 前項の規定により登録の抹消をした者が、地域防災リーダーとしての活動を再開することが可能となった場合は、再登録できるものとする。

3 第7条第2項に規定する者の記載事項に変更が生じた場合は、届出をするものとする。

(研修会等)

第8条 地域防災リーダーとしての知識及び技術の維持及び向上を図るため、第5条第1項の認定後も定期的に地域防災リーダー研修会等を実施するものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年7月1日から施行する。